

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第5部門第1区分
 【発行日】平成28年11月10日(2016.11.10)

【公開番号】特開2016-8533(P2016-8533A)
 【公開日】平成28年1月18日(2016.1.18)
 【年通号数】公開・登録公報2016-004
 【出願番号】特願2014-128690(P2014-128690)
 【国際特許分類】

F 0 4 B 39/06 (2006.01)

F 0 4 B 39/00 (2006.01)

F 0 4 B 39/12 (2006.01)

【F I】

F 0 4 B 39/06 H

F 0 4 B 39/00 1 0 6 E

F 0 4 B 39/12 E

【手続補正書】

【提出日】平成28年9月20日(2016.9.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シリンダ内を往復運動するピストンと、
 前記ピストンの駆動部を収容するクランクケースと、
 冷却風を発生させる冷却ファンと、
 前記ピストンと前記冷却ファンを駆動するモータと、
 を備え、
 前記モータを構成するステータを固定するためのハウジングが前記クランクケースの一端側に設けられて一体で形成されており、

前記クランクケース外径よりも前記ハウジングの外径が大きく、

前記クランクケースの外周面とハウジングの外周面とを接続する接続面に前記冷却風の通過する通気穴を設けたことを特徴とする空気圧縮機。

【請求項2】

請求項1に記載の空気圧縮機であって、

前記通気穴を前記接続面に複数設け、

前記ハウジングを補強するためのリブと前記ステータを前記ハウジングに固定するための固定部を複数の前記通気穴の間に設けたことを特徴とする空気圧縮機。

【請求項3】

請求項2に記載の空気圧縮機であって、

前記リブを前記クランクケースの鋳造型の抜き方向またはパーティングラインの方向と一致する位置に設けたことを特徴とする空気圧縮機。

【請求項4】

請求項1から3のいずれか1項に記載の空気圧縮機であって、

前記通気穴は、前記接続面の前記ステータに巻かれているコイルの間となる位置に設けたことを特徴とする空気圧縮機。

【請求項5】

請求項 1 から 4 のいずれか1項に記載の空気圧縮機であって、
前記ハウジングに対して前記クランクケースの反対側に第 1 の冷却ファン、前記クランクケースに対して前記ハウジングの反対側に第 2 の冷却ファンが配置され、各々の冷却ファンの間の冷却風が一方向に流れるようにしたことを特徴とする空気圧縮機。